

認定特定非営利活動法人ローンボウルズ日本

コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 本規定は、本法人のコンプライアンス委員会について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規定でコンプライアンスとは、法令(行政上の通達・指針等を含む)、本法人における定款、各種規則、取り決め、取引に関わる契約その他ローンボウルズに対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(委員会)

第3条 委員会を構成する委員(以下「委員」という)は、理事会において、理事長を除く理事又は監事又は外部の有識者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において理事又は監事である委員の中から1名を選任する。ただし、理事及び外部の有識者の委員をそれぞれ最低1名以上選任するものとする。

2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 議長は委員長とする。

5 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職を行う。

6 審議事項は出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

8 委員会は、原則として非公開とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

① コンプライアンスの推進に係わる重要な方針の策定に関する事項

② コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項

③ 会員、加盟団体、傘下団体、その他の者による本法人、会員、加盟団体、傘下団体の定款、倫理規定その他諸規定の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項

④ 通報相談窓口の運営に関する事項

⑤ 本法人の各種規定案の策定に関する事項

⑥ その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

(議事録)

第5条 委員会の議事においては、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、委員長及び委員長から指名された委員1名の合計2名が署名又は押印する。
- 4 議事内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、理事にあつては定款の定める理事の任期によるものとし、有識者にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、本法人の事務局が行う。

(規定の変更)

第9条 本規定は、理事会の議決により変更することができる。

(解散)

第10条 本委員会は、理事会の議決により解散することができる。

附則

本規定は、令和2年4月12日から施行する。

コンプライアンス委員会 委員名簿

令和2年4月11日 理事会にて選任

区分	氏名	任務	記事
理事	山田 誠	委員長	
理事	森 紘一	副委員長	
外部有識者	野口善國	委員	2021年4月4日に選任
女性	田原淳子	委員	2021年4月4日に選任